日調連発第３６１号
平成２３年１２月１５日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務省民事局民事第二課長及び同商事課長依命通知の送付について（通知）

法務省民事局民事第二課長及び同商事課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長あてに下記の依命通知が、別添のとおり発せられた旨の情報提供を受けましたので、参考までに通知します。

記

平成２３年１２月１２日付け法務省民二民商第２９９３号　法務省民事局民事第二課長及び同商事課長依命通知
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の施行について（依命通知）」

省民契印

法務省民二第２９９３号
民商

平成２３年１２月１２日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長
法務省民事局商事課長

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の施行について（依命通知）

登録免許税法（昭和４２年法律第３５号）に係る事務については，昭和４２年７月２２日付け法務省民事甲第２１２１号民事局長通達「登録免許税法の施行に伴う登記事務の取扱いについて」等により取り扱われているところですが，経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成２３年法律第１１４号。以下「改正法」という。）が本月２日に公布されるとともに，施行され，これにより，登録免許税法が下記のとおり改正されましたので，貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

１　登録免許税法第３１条第１項中「掲げる」が「定める」と改められた（改正法第５条）。

２　登録免許税法第３１条第２項中「１年」が「５年」と改められた（改正法第５条）。

３　１及び２については，施行日の翌日以降に受ける登記等に係る登録免許税について適用し，施行日以前に受けた登記等に係る登録免許税については，なお従前の例によるとされた（改正法附則第３１条）。

（過誤納金の還付等）

第三十一条　登記機関は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、遅滞なく、当該各号に掲げる登録免許税の額その他政令で定める事項を登記等の申請をした者又は登記等を受けた者（これらの者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者）の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

一　登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請が却下されたとき(第四項において準用する第三項の証明をする場合を除く。)。当該納付された登録免許税の額

二　登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあつたとき（第三項の証明をする場合を除く。)。当該納付された登録免許税の額

三　過大に登録免許税を納付して登記等を受けたとき。当該過大に納付した登録免許税の額

2　登記等を受けた者は、当該登記等の申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする。)に記載した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、登録免許税の過誤納があるときは、当該登記等を受けた日（当該登記等が免許等である場合において、当該免許等に係る第二十四条第一項又は第二十四条の二第二項に規定する期限が当該免許等をした日後であるときは、当該期限）から一年を経過する日までに、政令で定めるところにより、その旨を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることができる。

※　アンダーライン部分が、それぞれ「掲げる」が「定める」に、「１年」が「５年」に改正されました。